

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領

令和3年5月7日付け3林第238号
一部改正 令和5年6月6日付け5林第329号
一部改正 令和6年4月1日付け6林第157号

（趣旨）

第1 知事は、府内産木材等を利用した住宅の木造化や木質化を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に役立てるため、府内産木材、北山丸太製品及び京銘竹製品（以下「府内産木材等」という。）を使用した住宅の工事を行った者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージCO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージCO₂ 計算基準（平成17年1月5日付け6林第597-2号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第2条第10号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書 実施要綱第2条第9号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書が発行された木材をいう。
- (6) 緑の工務店 実施要綱第20条の規定により知事の登録を受けた工務店をいう。
- (7) 特定事業者 建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替の工事を実施する次に掲げる要件を全て満たす者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない者をいう。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他関係法令を遵守していること。
 - イ 建設業法第 8 条各号に掲げる欠格要件に該当しないこと。
 - ウ 府税の滞納がないこと。
 - エ 法人である場合は取締役、執行役、その業務を執行する社員又はこれに準じる者のうち常勤である者の 1 人以上が、個人である場合はその者又はその支配人のうち 1 人以上が建築物の建築に関して経營業務の管理責任者としての経験を有すること。
- (8) 北山丸太製品 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する地域団体商標に係る商標権を管理する者の定めるところにより、「北山丸太」の商標を使用することができることと認められた木材（その製品を含む。）をいう。
 - (9) 京銘竹製品 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成 17 年京都府条例第 42 号）第 9 条の規定により京もの指定工芸品として指定された竹材（その製品を含む。）をいう。
 - (10) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条に規定するものとする。
 - (11) ジョイント 事業実施主体が府内産木材を購入することを目的として木材加工業者又は流通業者と連携を組むことをいう。
 - (12) SC グループ 京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和 4 年 11 月 11 日付け 4 林第 522 号農林水産部長通知。以下「流通モデル要領」という。）第 3 の規定により知事の承認を受けた府内産木材の需給体制の構築に取り組む事業者のグループをいう。

（交付対象建築物）

第 3 交付対象建築物は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（以下「国等」という。）が所有又は整備するものでないこと。
- (2) 仮設のものでないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと。
- (4) 事業実施主体がジョイントにより木造化又は木質化の工事を施工した建築物であること。

（交付対象事業）

第 4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表 1 に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用する府内産木材の購入に対して、国等からの補助金、交付金その他の給付金を受ける場合については、補助金の交付の対象としない。

（補助額等）

第 5 補助額は交付要綱別表の 3 の項の補助額のとおりとし、補助額の上限は、次に

掲げるとおりとする。

- (1) 府内産木材のうち京都の木証明書の発行を受けた木材は、木材購入材積 1 m³当たり 60,000 円を補助額の上限とする。
- (2) 交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)に規定する知事が別に定める府内産木材は、ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の発行を受けた木材とし、当該木材購入材積 1 m³当たり 90,000 円を補助額の上限とする。
- 2 交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)に規定する知事が別に定める新規事業者の要件を満たす場合とは、交付対象者が初めてひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の補助金の交付を受ける場合とする。
- 3 交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)の アに規定する知事が別に定めるものは、母屋、棟木又は隅木とする。
- 4 交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)の イに規定する知事が別に定めるものとは、流通モデル要領第 7 の規定により知事の承認を受けた事業実施計画を作成した SC グループ（以下「承認 SC グループ」という。）の構成員間が生産した木材を、当該承認 SC グループ内で加工し、当該承認 SC グループ構成員が、当該木材を交付対象建築物に使用した場合とする。ただし、当該木材の納品日が流通モデル要領第 7 に規定する事業実施計画の承認日以降のものに限る。
- 5 交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(2)に規定する知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品は、次に掲げる製品とする。
 - (1) 北山丸太製品
 - (2) 京銘竹製品
- 6 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 7 補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業申込書の提出）

第 6 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ事業申込書（別記第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。

- (1) 建築物の所在地を表示した位置図
- (2) 補助額計算書（交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)の アからウまでの加算が 1 つ以上ある場合に限る。）
- (3) SC グループ調達計画書（交付要綱別表の 3 の(1)の アに係る補助額の欄の(1)の イ又はウの加算がある場合に限る。）

（事業申込の変更及び辞退）

第 7 事業申込書を提出した者は、交付申請予定額の増加若しくは 3 割を超える減少が生じる場合は、事業変更申込書（別記第 1 号様式）を知事に提出するものとする。

2 事業申込書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、辞退届（別記第 2 号様式）を知事に提出するものとする。

(交付申請書の提出)

第8 補助金の交付を申請しようとする者は、事業申込書の受付日から2箇月を経過した日以後であって、交付対象建築物の府内産木材等に係る工事の完了の日から1年以内の知事が別に定める期間内に、交付申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書(別記第4号様式)
- (2) 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書の写し
- (3) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の資料
- (4) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し(使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする。)
- (5) 府内産木材等使用確認書(別記第5号様式)
- (6) 北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した施工状況の写真、北山丸太製品又は京銘竹製品であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類(北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合に限る。)
- (7) 補助額計算書(交付要綱別表の3の(1)のAに係る補助額の欄の(1)のAからUまでの加算が1つ以上ある場合に限る。)
- (8) SCグループ調達実績報告書(交付要綱別表の3の(1)のAに係る補助額の欄の(1)のイ又はウの加算がある場合に限る。)

2 補助金の交付の申請をしようとする特定事業者は、各年度の初回申請時に、前項の書類に次号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 府税の納税証明書
- (2) 誓約書(別記第6号様式)

(実績報告)

第9 知事が補助金の交付の決定をしたときは、事業実施報告書(別記第4号様式)の提出により交付要綱第6条第2項に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(書類の提出先)

第10 この要領に基づき知事に提出する書類は、交付対象建築物の所在地を所管する京都府広域振興局長(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長)に提出するものとし、所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 交付要綱別表の3の(1)のAに係る補助額の欄の(1)のAの規定の適用については、納品日が令和5年4月1日以降の横架材から適用することとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1（第4関係）

交付対象事業	交付対象者	補助の条件
<p>府内産木材又は府内産竹材を使用した住宅の木造化又は木質化する新築、増築、改築、修繕又は模様替工事（以下「交付対象建築物の整備」という。）</p>	<p>事業申込書に基づき交付対象建築物の整備を行った者で次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 緑の工務店</p> <p>(2) 特定事業者</p>	<p>交付対象建築物について、府内産木材又は府内産竹材を使用している建築物であること及び本事業の趣旨を踏まえた府内産木材若しくは府内産竹材の使用意義等について、次のいずれかの方法により一般の閲覧に供すること。</p> <p>(1) 自社のHPへ掲載</p> <p>(2) 自社のSNSにて配信</p> <p>(3) 住宅見学会、展示会等の開催</p> <p>(4) チラシを配布</p> <p>(5) 建設期間中に標識等を設置</p> <p>(6) その他知事が別に認める方法</p>